

カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給について

一 背景等

1 カネミ油症事件の特質

カネミ油症事件は、食用油という誰もがその安全性に疑問を抱くことなく日常的に摂取する食品により多数の人が重大な健康被害を受けた事件である。これにより食品の安全性に対する国民の信頼が著しく損なわれ、大きな社会不安を招くこととなった。

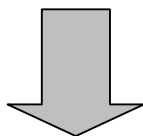
2 カネミ油症事件における国の責任

①カネミ油症事件が発生し、被害が拡大した背景として、農林省が、カネミ油症事件に先立つブロイラーの大量死事件において、米ぬか油と同一原料・同一工程で製造されたダーク油を含んだ飼料が原因であることを把握したにもかかわらず、厚生省に通報しなかった責任がある。

②また、被害の発生後も、国による被害者の十分な救済措置は講じられてこなかった。

3 被害者の窮状

カネミ油症事件の被害者は、その健康被害に対する有効な治療法が確立されていないため、事件の発生からすでに 38 年を経過しているが、今なお健康被害に苦しんでいる。また、被害者の中には、国に対して仮払金の返還債務を負っている者もあり、被害者の高齢化が進む中で、経済的にも精神的にも大きな負担となっている。



このような特別の事情にかんがみ、国の責任において、カネミ油症被害者の抜本的な救済を図るため、特別給付金を支給するものである。

<与党案との違い>

与党案において検討されている仮払金に関する債務の免除とは異なり、民主党案は、

- ①すべての被害者を救済の対象とするものであり、
- ②仮払金の返還を終えた者とそうでない者とのバランス、その他の事情の異なる被害者間の公平性を図りつつ、

被害者の抜本的な救済を図ろうとするものである。

二 法律案の概要

1 題名

この法律の題名は、「カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案」とする。

2 趣旨

この法律は、

- ①カネミ油症被害が日常的な食品の摂取により多数の人に生じた健康に係る重大な被害であること
- ②これにより食品の安全性に対する国民の信頼が著しく損なわれ社会に不安を与えることとなったこと
- ③カネミ油症被害に係る食用油の製造工程において副生された油であって飼料の原料となったものに係る行政機関が保有した情報が当該食用油の安全性を疑わせるような重大なものであったにもかかわらず当該情報を生かすための連絡調整が国において行われなかったこと等によりカネミ油症被害の発生を防止するための適切な対応が行われず被害が拡大したこと
- ④その後も国によりカネミ油症被害者に対して十分な救済措置が講ぜられていないこと

等にかんがみ、カネミ油症被害者に対して特別給付金を支給するため、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

3 カネミ油症被害者

昭和43年に九州地方を中心に発生したダイオキシン類が混入した食用油を摂取したことによる健康被害が生じた事件における当該健康被害を受けた者として政令で定める者をいうこと。

4 特別給付金の支給

カネミ油症被害者（カネミ油症被害者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その遺族）には、特別給付金300万円を支給すること。